

奈良県告示第百十三号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）第十二条の規定により、農用地の土壌及び農作物の特定有害物質による汚染の状況を調査測定した結果は、次のとおりである。

平成二十八年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

平成二十七年土壌汚染防止対策概況調査

銅				カドミウム		特定有害物質の種類	土壌
普通畑	水田	樹園地	普通畑	水田	水田		
○・〇〇〇〜三・七	○・〇〇〇〜六・三	一八 ○・〇八〇〜〇・	二二 ○・〇〇〇〜〇・	二二 ○・〇〇〇〜〇・	二二 ○・〇〇〇〜〇・	濃度（ppm）	
七	十五	四	七	十五	十五	地点数	
ねぎ、なす、かぶ、ほうれんそう	玄米	かき、なし、もも、うんしゅうみかん	ねぎ、なす、かぶ、ほうれんそう	玄米	玄米	作物	
○ ○・一〇〇〜一一・	三 ○・〇〇〇〜一一・	〇〇 ○・〇〇〇〜〇・	〇五 ○・〇〇〇〜〇・	一一 ○・〇〇〇〜〇・	一一 ○・〇〇〇〜〇・	濃度（ppm）	
四	十四	四	四	十四	十四	点数	

			ヒ素			
樹園地	普通畑	水田		樹園地		
○・○ 〓 一・五	○・○ 〓 一・〇	○・○ 〓 二・〇		二 ○・八 〓 一・一・		
四	七	十五		四		
かき、なし、 もも、うん しゅうみか ん	ねぎ、なす、 かぶ、ほう れんそう	玄米		かき、なし、 もも、うん しゅうみか ん		
○・○ 〓 〇・〇	○・○ 〓 〇・〇	○・○ 〓 〇・〇		○・一 〓 〇・六		
四	四	十四		四		

備考 調査測定は、県下の農用地のうち水田十五地点、普通畑七地点及び樹園地四地点を対象とした。